

議案第 8 号

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 1 年 3 月 1 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

淡路市国民健康保険税条例（平成 1 7 年淡路市条例第 1 4 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 4 項の見出し中「平成 2 2 年度」を「平成 3 1 年度」に改め、同項中「平成 2 2 年度」を「平成 3 1 年度」に改め、「年度分の」の右に「国民健康保険税の所得割額に限り、」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の淡路市国民健康保険税条例の規定は、平成 3 1 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 3 0 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>1～13 (略)</p> <p>(平成22年度以後の国民健康保険税の減免の特例)</p> <p>14 当分の間、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税の減免における第31条第1項第2号の規定の適用については、同号中「該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)」とあるのは、「該当する者」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1～13 (略)</p> <p>(平成31年度以後の国民健康保険税の減免の特例)</p> <p>14 当分の間、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税の所得割額に限り、国民健康保険税の減免における第31条第1項第2号の規定の適用については、同号中「該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)」とあるのは、「該当する者」とする。</p>